

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年9月30日

安城市長 三星元人

安城市条例第39号

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

安城市虹の家の設置及び管理に関する条例（平成5年安城市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第4条中「第5条第14項」を「第5条第15項」に改める。

第10条第1項中「又は」を「、又は」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。